

12月定例会報告

★報告案件1件

教育に関する事務の管理及び執行状況の報告が教育委員会よりありました。

平成19年8月から20年7月までの教育委員会所管の事務の執行状況について、主な取り組みと効果、今後の課題などについて各課ごとにまとめてあります。

★条例6件（主なもの）

- ① 4月から西と東を統合して町立保育所が「のせ保育所」となります。
- ② 下水道条例が全面改正となります。
- ③ 下水道分担金徴収条例の一部改正が賛成少数で否決されました。
分担金の額が第1、第2、杉原負担区は600,000円ですが天王負担区は700,000円とするものです。
平成9年、11年、12年と分担金について検討されておりますが、決定の根拠があいまいであるとのことと、これからの事業についてもそのつど額が変動するのではないかとのこと、公平性の問題等意見があり否決となりました。

★補正予算3件（主なもの）

一般会計補正予算 保育所の施設整備と東郷小学校の整備工事が主なものです。

★ふれあいセンター指定管理者の指定

21年度より5年間、引き続いて社会福祉協議会が指定管理者になりました。

★意見書が採択されました

提出先は次のとおりです。

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・外務大臣・厚生労働大臣
農林水産大臣・経済産業大臣・財務大臣

食の安全・安心の確保と食料自給率向上を求める意見書

いま、世界は食料危機のなかにあり、いつでも食料を外国から輸入できる時代は終わりつつある。輸入食料品の価格が高騰し、国民生活に重大な影響をもたらしている。食料自給率がカロリーで40%しかない日本にとって、国民の生存の基盤を揺るがす事態が進行している。

あわせて、食料の多くを外国に依存し、大量の燃料を使ってCO₂をはき出しながら運んでくることは、フードマイレージの異常な高さにも表れているように地球温暖化対策にとっても有害である。

いまこそ国内の農林水産業生産を拡大し、自給率を向上させることを国政の柱に据えることが必要である。そのためには生産者が再生産できる価格保障・所得補償制度の確立、貿易自由化交渉は停止し「食糧主権」を尊重した貿易ルールを確立することが必要である。価格高騰している原油や肥料・飼料、生産資材に対する万全な対策も食料増産・自給率向上には欠かせない。

また、中国産ギョーザ事件やメラミン混入事件、そして「事故米」の食用転用事件など輸入食品による食の安全を脅かす大事件が次々と起こっている。食の安全・安心を確保するためにも安全性検査の強化や施策の充実が緊急に求められている。

食料自給率向上は圧倒的な国民世論である。世界中から食料を買いあさっている日本が食料自給率を向上させることは、世界の食料危機や地球温暖化などの解決にも大きく貢献することを確認している。

よって、政府におかれては次の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- (1) 国の責任で食料自給率向上のための実効ある政策を確立すること。
- (2) 不要なミニマムアクセス米（MA米）の輸入はただちにやめること。
- (3) 輸入食品の安全確保のため、輸入検査や検疫を抜本的に強化すること。
- (4) 食料生産を守るため、原油や肥料・飼料、生産資材の価格高騰に対する対策強化を緊急に行うこと。